

社会教育施設を核とした生涯学習の在り方

提言書

令和6年8月

和歌山県社会教育委員会議

<目次>

1 提言にあたって（はじめに）

2 和歌山県の社会教育の現状

（1）社会教育委員会議の設置と社会教育主事の配置

（2）主な社会教育施設の状況

（3）委員から見た現状

3 県内の個別の参考事例

4 社会教育委員からの提言～魅力的な社会教育施設として～

（1）今後必要とされる視点

（2）各施設に特に期待すること

1 提言にあたって（はじめに）

社会教育施設を核とした生涯学習の在り方

生涯学習・社会教育は、学びを通じて個人が成長するだけでなく、他者と学び合い、認め合うことで、相互のつながりがつくられることを期待するものです。変化の激しい現代社会で、より複雑になる課題と向き合いながら、一人ひとりが心豊かな人生を送るためにも、生涯学習・社会教育の担う「人づくり・つながりづくり・地域づくり」の役割はより一層重要となってきます。

こうした背景から、地域における学びの場である社会教育施設の重要性は高まっています。社会教育施設とは、社会教育を行うために整備され、広く一般に開放された施設のことであり、公民館・図書館・美術館や科学館を含めた博物館などをいいます。加えて、プールや体育館などのスポーツ施設・文化施設・生涯学習センターなども、社会教育施設に含まれます。

和歌山県にも、県立・市町村立・民間の施設が多数あり、各施設では、それぞれの特色を活かした取組が行われています。

これらの社会教育施設は、人が育ち、人がつながる拠点としての役割を担ってきました。これからは、これまでの役割に加え「住民主体の地域づくりの拠点」「行政をはじめとした地域の情報の発信拠点」など、地域活動の拠点としての役割がより一層期待されています。

今期の和歌山県社会教育委員会議においては、和歌山県教育委員会から「社会教育施設を核とした生涯学習の在り方」について諮問が行われたことを受け、令和4年9月より12名の委員で議論を重ねてきました。

協議をとおして、社会教育施設が地域コミュニティ・文化・スポーツの拠点となる役割を果たすため、どのような取組を進めていけばよいのか、について考え、整理したものを、ここに提言します。

この提言の趣旨が幅広く関係者の方々に伝わり、和歌山県の生涯学習・社会教育環境がより一層充実することを期待します。

2 和歌山県の社会教育の現状

(1) 社会教育委員会議の設置と社会教育主事等の配置・養成

国の中央教育審議会生涯学習分科会では、第10期（平成31年4月～令和2年8月）、第11期（令和3年5月～令和4年7月）の審議をとおして、社会の状況や構造の変化に対応する生涯学習・社会教育の在り方について整理を行いました。その報告¹では、生涯学習・社会教育のこれまでの役割に加え、ウェルビーイング²や社会的包摂³の実現、デジタル社会への対応、地域コミュニティの基盤づくりといった、新たな役割について方向性が示されています。

和歌山県においては、教育委員会の附属機関として和歌山県社会教育委員会議を設置し、教育委員会の取組に対して意見・助言を届けています。本会議での協議内容は、県の社会教育振興の方向性を示すとともに、新たな動きを生み出す契機になると考えています。

県内では、29市町に社会教育委員会議が置かれ⁴、県に13人、14市町に19人の社会教育主事が配置⁵されています。令和2年度からは、新たな制度のもと、さらに広く地域での学びを支援する人材として社会教育士も誕生し始めています。これらの社会教育人材は、各地の課題解決や関係者の連携の中心として活動することが期待されます。

(2) 主な社会教育施設の状況

和歌山県内にある社会教育施設は、公民館294館⁵、図書館27館⁵、博物館45施設（登録博物館・指定施設・主な博物館類似施設も含む）、公共スポーツ施設539か所⁶です。

これらのうち、県立施設は以下のとおりです。

【図書館】：県立図書館、県立紀南図書館

【博物館】：県立近代美術館、県立博物館、県立紀伊風土記の丘、県立自然博物館

【スポーツ施設】：和歌山ビッグホエール、武道・体育センター和歌山ビッグウエーブ、県立体育館、県立武道館、わかやまスケートパーク、紀三井寺公園（野球場、陸上競技場等）、県営相撲競技場、秋葉山公園県民水泳場、県立橋本体育館、河西緩衝緑地（プール、体育館等）、和歌公園（体育館）、和歌山セーリングセンター、和歌川河川公園（テニスコート、サッカー場等）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
県立図書館の資料貸出冊数	463,109 冊	441,449 冊	403,455 冊
博物館施設の年間入館者数	137,725 人	188,412 人	206,647 人
スポーツ課所管施設利用者数	145,798 人	247,813 人	323,132 人

※スポーツ課所管施設：ビッグホエール、ビッグウエーブ、県立体育館、県立武道館、わかやまスケートパーク

¹ 第10期中央教育審議会生涯学習分科会における議論の整理 多様な主体の協働とICTの活用で、つながる生涯学習・社会教育～命を守り、誰一人として取り残さない社会の実現へ～（令和2年9月）

第11期中央教育審議会生涯学習分科会における議論の整理 ～全ての人のウェルビーイングを実現する、共に学び支えあう生涯学習・社会教育に向けて～（令和4年8月）

² 「第11期中央教育審議会生涯学習分科会における議論の整理」によると、ウェルビーイング（well-being）とは、個人的な状況評価や感情の状態を表す「幸せ（happiness）」とは異なり、個人に加えて個人を取り巻く「場」が持続的に良い状態であることまでを含む概念」とされている。

³ 平成12年「社会的な援護を要する人々に対する社会福祉のあり方に関する検討会」報告書によると、社会的包摂とは、全ての人々を孤独や孤立、排除や摩擦から援護し、社会の構成員として包み支え合う、とされている。

⁴ 令和5年度 市町村教育委員会における社会教育委員の調査（和歌山県社会教育委員連絡協議会）

⁵ 令和4年度 市町村教育委員会事務局等の社会教育関係職員等調査（和歌山県教育委員会生涯学習課）

⁶ 令和3年度 体育・スポーツ施設現況調査（スポーツ庁）

社会教育施設では、それぞれの施設の特徴を活かした取組が行われています。しかしながら、それぞれの興味深い取組が広く知られていないことや、利用者の年齢層に偏りがあることなど、思うような成果が出ていない部分があります。社会教育委員会議の協議では、SNSをはじめとするインターネットを活用した広報や、施設間の連携体制をつくること、利用者同士がつながることで生まれる新しい活動など、これからの取組の手がかりを話し合いました。キーワードとして、「地域との結びつき」「施設の活性化をととした地域のまちづくりや人づくり」という観点が示されました。

(3) 委員から見た現状

【公民館】

公民館は、市町村教育委員会が設置する社会教育施設です。多くの人がいかなる理由で立ち寄ることができる「つどう場」として、重要な存在です。自治体の状況に合わせて、独立館・間借り・学校併設・複合施設など、さまざまな形で運営されています。講座やサークル活動のほか、地域の方の会議、例えば自治会や地元の祭りの会議などに活用している地域もあります。

県内には多数の公民館がありますが、公民館が「あること」や、その運営母体・活動内容などは思った以上に知られておらず、利用したことがない人も多くいます。また、隣保館⁷・児童館⁸など、〇〇館という名称の施設や活動との違いがわからない、という声も聞かれます。

公民館は、地域住民が学び、集まった人が互いにつながりをつくる場です。これは、設立当初の基本理念⁹として掲げられた「集う・学ぶ・結ぶ」という言葉や、中央教育審議会生涯学習分科会の報告¹⁰にある「人づくり・つながりづくり・地域づくり」にも反映されています。

【図書館】

図書館は、誰もが知識や情報を得られる場として欠かせない施設です。地域のニーズや設置の目的に合わせて、課題解決のための情報センターや、趣味としての読書を楽しむ施設など、様々な側面をもっています。中でも県立図書館は、「県民のための図書館」であると同時に「市町村立図書館のための図書館」でもあります。一般にはあまり流通していない学術的・専門的な書籍を所蔵したり、図書館の設置されていない地域に対して書籍を貸し出したりする取組は、県立図書館の大切な役割¹¹のひとつです。

また、本をきっかけとした人と人とのつながりを考えたとき、足を運んでもらうための工夫とし

⁷ 隣保館：社会福祉法に基づく隣保事業を実施する施設として規定された社会福祉施設で、地域社会全体の中で福祉の向上や人権啓発の住民交流の拠点となる開かれたコミュニティセンターとして、生活上の各種相談事業や人権課題の解決のための各種事業を総合的に行うことを目的としている。

⁸ 児童館：児童福祉法に規定する児童厚生施設の1つで、地域において児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、又は情操をゆたかにすることを目的としている。

⁹ 昭和21(1946)年7月、文部次官通牒「公民館の設置運営について」が発表された。作成当時の文部省社会教育局成人教育課長 寺中作雄の名前を冠して「寺中構想」と呼ばれることも多い。公民館の位置づけとして、全国の町村に設置すること、町村民の集合場所であること(集う)、生活上・産業上の指導を受ける場所であること(学ぶ)、お互いの交友を深める場所であること(結ぶ)、郷土の教養文化の機関であること、青年団・婦人会などの文化団体の本部であること、町村民の自主的要望と協力によって設置されること、などの方向性が示されていた。

¹⁰ 公立社会教育施設の所管の在り方等に関する生涯学習分科会における審議のまとめ(平成30年7月)

¹¹ 令和5年度要覧(和歌山県立図書館)には、県立図書館の役割として「県民のための図書館」「情報や学習機会を提供する図書館」「郷土の歴史と文化を大切にする図書館」を挙げている。このうち、「県民のための図書館」の項には、県民が直接図書館を利用するほか、団体貸出をはじめとした市町村立図書館・図書室への支援や学校教育への支援についても記載されている。

て、本を借りる以外の目的、例えば読み聞かせ会や演奏会などの開催、地域の人が活躍する場の設定が大切になってきます。しかし一方で、地域の図書館や図書室に子供を連れて行くときの制約があることや、必要なスペースが開放されていない状況があることなど、「足が向かない」「必要ない」と考える人がいることも確かです。

【博物館】

「博物館」と呼ばれる施設には、歴史、民俗、産業、自然科学等に関する資料を展示するいわゆる博物館だけでなく、美術館や水族館、動物園、植物園、科学館なども含まれます。全国では約 5,700 の施設があります¹²。博物館法では、「登録博物館」と「指定施設（博物館相当施設）」の規定があります。博物館法の規定に当てはまらない「博物館類似施設」は全体の約 8 割¹³であることもわかっています。

これらの博物館施設では、文化財や芸術作品などを含む資料の収集、保管、展示や調査研究、教育普及活動が行われているほか、地域や観光の振興などに活用することも期待されています。

近隣に博物館施設のない地域もある中、より多くの県民に博物館施設に足を運んでもらうための取組や広報の工夫、博物館側から外に出かけていくアプローチについて考える必要があります。

【スポーツ施設】

県内には、公立・民間を問わず多くのスポーツ施設があります¹⁴。公共施設としてのスポーツ施設は、住民がスポーツに親しみ、楽しみ、スポーツを支えるための拠点です。また、施設を利用する団体の活動は、学校部活動の地域移行¹⁵の受け皿としても期待されています。一方で、施設のある地域の範囲に縛られない利用が進むことで、地域に不利益を及ぼすことも起こってきました。

さらに、公立の施設の運営を民間企業・団体に任せる「指定管理者制度¹⁶」には、行政の直接運営では難しい広報活動や取組が実施できるメリットがあります。導入の際には、採算性だけを追求するのではなく、「どのような施設をめざすか」の視点での検討を慎重に行い、目的や使命を明らかにした運営をめざすことが必要です。

¹² 博物館：博物館法に基づいて、歴史、芸術、民俗、産業、自然科学等に関する資料を収集し、保管し、展示して教育的配慮の下に一般公衆の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資するために必要な事業を行い、あわせてこれらの資料に関する調査研究をすることを目的とする機関のうち、公民館・図書館を除いたもの。設置者は地方公共団体のほか、一般社団法人・財団法人・宗教法人などがある。法的に「博物館」とするためには、都道府県教育委員会による登録が必要となる。

¹³ 令和 3 年度社会教育統計（文部科学省）では、博物館・博物館類似施設を合わせて 5,771 館となっている。そのうち博物館法で規定される登録博物館が 1,305 館、博物館類似施設が 4,466 施設であった。

¹⁴ 県内スポーツ施設数は、「学校・体育スポーツ施設」が 949 か所、「大学・高専体育施設」が 43 か所、「公共スポーツ施設」が 539 か所、「民間スポーツ施設」が 162 か所となっている（令和 3 年体育・スポーツ施設現況調査）。

¹⁵ 「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」（文部科学省・平成 30 年 3 月）を皮切りに、学校や地域の実態に応じて、スポーツ団体・保護者・民間事業者等の協力のもと、学校と地域が協働・融合した形での地域におけるスポーツ環境を整える方策が検討されてきた。和歌山県でも、「学校部活動の地域連携・地域移行に係る推進協議会」を設置して協議するとともに、県内市町村の取組を支援している。

¹⁶ 指定管理者制度：公の施設の運営に、民間事業者（企業・団体）のノウハウを活用することで、サービスの質の向上を図り、施設の目的を効果的に達成することをめざした制度。平成 15 年 9 月に設けられた。

3 県内の個別の参考事例

<事例1>

海南 nobinos

海南市民会館と海南市児童図書館等の後継として令和2年6月に海南 nobinos（ノビノス）という複合施設が開館した。図書館機能のほか、市民活動や生涯学習活動の支援機能・子育て支援機能・カフェ・広場などがあり、市民の交流施設として整備された。運営は指定管理者によって行われている。



「nobinos（ノビノス）」は、「のびのびと思い思いの過ごし方ができて、色々な人が集まることで、ここから新しい何か生まれ、ほっと一息つける場であったり、とりあえず今日も行ってみようか…」と思って貰える場になること」をめざして命名された。利用者は想定の3倍以上、一日およそ1,700人の来館がある。成人以外に子供を連れた人や学生の利用も多く、勉強や市民の井戸端会議の場としても活用されている。

海南市民会館の管理・運営を担当していた海南市中央公民館は別施設に移り、市内に13ある地区公民館施設等の連絡・調整を行っている。また、市民大学教養講座として「まち歩き」等を行い、解説動画を動画共有サイトにアップロードするほか、健康・生活・文化等に関する講座を実施している。

<事例2>

太地町公民館

町民との距離が近いことを実感できる公民館。町の社会教育基本方針にもとづき、「豊かな生活を支援する」「公民館報の内容の充実」「幅広い年齢層が参加できる各種事業の企画」を目標に活動している。「地域資源を活用したまちづくり」として、太地の歴史や自然に関する講座、博物館・美術館と連携した講座をはじめとした生涯学習講座を行うほか、太地を離れて生活している人々の組織の事務局となっている。公民館報「鯨波」には、町外から移り住んだ人、町を離れて活動する人を紹介するコーナーがあり、移住者をはじめ、町に縁のある人のつながりをつくることに役立っている。



公民館の特徴として、①公民館専属の職員がいること、②主事制度を設けていること、③在米太地人系クラブ・関東太地会・関西太地会の事務局を担っていることがある。公民館の仕事は業務の片手間でできることではない、という考えから、常勤の公民館主事と4名の非常勤の主事を置いている。非常勤主事は、町民を代表して公民館活動の実施内容を提案することや、公民館報の記事作成などの役割を果たしている。

令和5年度優良公民館表彰を受賞した際には、幅広い年齢層が公民館を利用していることや、「『過去・現在・未来くじらに関わり続けるまち』の公民館」というまちづくりの構想がはっきりしていること、博物館・美術館が町内にあり、学芸員の専門性が活かされていること、公民館報が充実していること、主事が常駐し、活動をブラッシュアップしていることが評価された。

<事例3>

和歌山県立図書館

和歌山市にある本館と田辺市にある県立紀南図書館の2館体制をとっている。県立の図書館として、後世に資料を残す保存の役割も担い、和歌山県に関する資料を数多く所蔵するほか、医療に関する本や仕事に関する本、子育てや防災に関する本を多く置いたコーナーをつくるなど、県民の読書活動だけでなく、課題解決のための利用も想定している。市町村の図書館・図書室を通じて資料を貸し出す仕組みや、図書館・図書室・学校図書館への団体貸出など、各地の読書環境充実のための支援を行っている。また、地域への出前講座や、中高生向けのPOPコンクール・ビブリオバトル大会の開催、図書館での読み聞かせ会など、幅広い世代に向けた取組を行っている。



<事例4>

和歌山市民図書館

施設の運営にあたって「開かれた場での市民活動」をキーワードとし、市民が市民に教える関係性をつくっている。講師として地元の人が活動することで、最初は趣味だったものが、仕事に変わる。参加者も多くの人と関わることで新しい動きにつながる、という様子が見られた。また、コーディネーターを配置することで、さまざまな世代・性別の人が関わるきっかけづくりを意識し、地域に貢献できるようにしている。運営は指定管理者によって行われている。



活躍の様子をSNSで多くの人に知ってもらう広報活動をサポートし、活動に触れてもらうことを意識して事業を行っている。

<事例5>

和歌山県立博物館

県立博物館は、「モノ（地域ゆかりの文化財）を介して、拠点となるハコ（博物館という施設）で、ヒト（専門家の学芸員）が、地域など様々な人々（文化財所蔵者、地域で暮らす人、観光で訪れる人など）を結びつけ、地域の活力向上を図る」ことをめざしている。歴史や文化のデータバンクとしての役割も大きい。



独自の取組として、「さわれるレプリカ」事業、「災害の記憶」継承事業などを行っている。これらの事業をとおして、博物館と学芸員が核（ハブ）となって、モノ（実物の保管、そしてレプリカ作成）を介して学校・地域を結ぶ機会をつくっている。

さらに、中核施設として、博物館施設を持っていない市町村や、展覧会が行われていない地域へのサポートをする役割を担っている。

<事例6>

稲むらの火の館

世界的な偉人である濱口梧陵の生き様や行動に触れることで「大切な命と暮らしを守ること」が学べるような工夫や仕掛けがなされている。津波防災に関する啓発を行う施設として、命や生活と直結する学びや、地域に根差した資料展示は、観光と学びを融合し、地域振興の核として機能を果たす、博物館施設の新たな在り方を示している。



(写真提供：広川町)

また、毎月発行の広報では、災害についての注意や、講演会の情報・実施後の内容の報告などを、広川町内の全世帯に知らせている。

<事例7>

太地町立くじらの博物館

『誰もが平等に楽しみながら学べる博物館』を理想に掲げ、地域の社会教育施設として機能していくために博物館をどのようにして地域に開き、地域の人々が活用できる基盤をつくっていくかを課題としている。地域に開かれた博物館をつくるためには、①博物館が地域の人々にとって身近な存在になること、②地域の人々に日常的に活用されることが大切である。そのため、



地域の子どもたちや地域の人々を対象にした教育普及活動を積極的に行っている。中でも力を入れているのが、地元小学生を対象にした地域学習プログラム「くじら学習」で、学校教諭や保護者らと共に創り上げた各学年通年のプログラムでは、「見つける喜び」「みる喜び」「知る喜び」を経験することで「知ったことを人に伝えたい」という気持ちを育てること意識して取り組んでいる。その他にも、中学校との連携事業である移民学習や障がいがある人々を対象にしたハンズオンプログラムの実施、点字ガイドブックをはじめとした「さわる」展示の充実、VRの技術を活用した疑似博物館体験の提供など幅広い対象・範囲での活動を行っている。

<事例8>

和歌山県スポーツ振興財団

「スポーツをはじめとした、県民の交流の場の提供」を趣旨として、和歌山ビッグホエール、ビッグウエーブ、県立体育館、県立武道館などの指定管理を担っている。一般向けのスポーツ教室やイベントのほか、ビッグホエールのような大きな施設を活用した、プロスポーツ選手などの「一流に触れる機会」をつくっている。



公共と民間の分担という観点から、「どのような施設をめざすか」、目的をもった整備・管理・運営をめざしている。

<参考> 県内の市町村別社会教育施設数

	市町村名	公民館数 ¹⁷	図書館数 ¹⁸	博物館施設数 ¹⁹	公立スポーツ施設数 ²⁰
1	和歌山市	43	3	9	
2	海南市	12	2	2	
3	橋本市	9	1	1	
4	有田市	8	1	3	
5	御坊市	12	1	1	
6	田辺市	39	2	5	
7	新宮市	8	1	4	
8	紀の川市	16	2	3	
9	岩出市	6	2	1	
10	紀美野町	3		1	
11	かつらぎ町	11	2		
12	九度山町	8			
13	高野町	1		1	
14	湯浅町	5	1	2	
15	広川町	4		2	
16	有田川町	22	1		
17	美浜町	5	1		
18	日高町	3			
19	由良町	3			
20	印南町	6			
21	みなべ町	5	2		
22	日高川町	3			
23	白浜町	17	1	3	
24	上富田町	5	2		
25	すさみ町	3		2	
26	那智勝浦町	13	1	1	
27	太地町	2		2	
28	古座川町	6			
29	北山村				
30	串本町	16	1	2	
	計	294	27	45	539

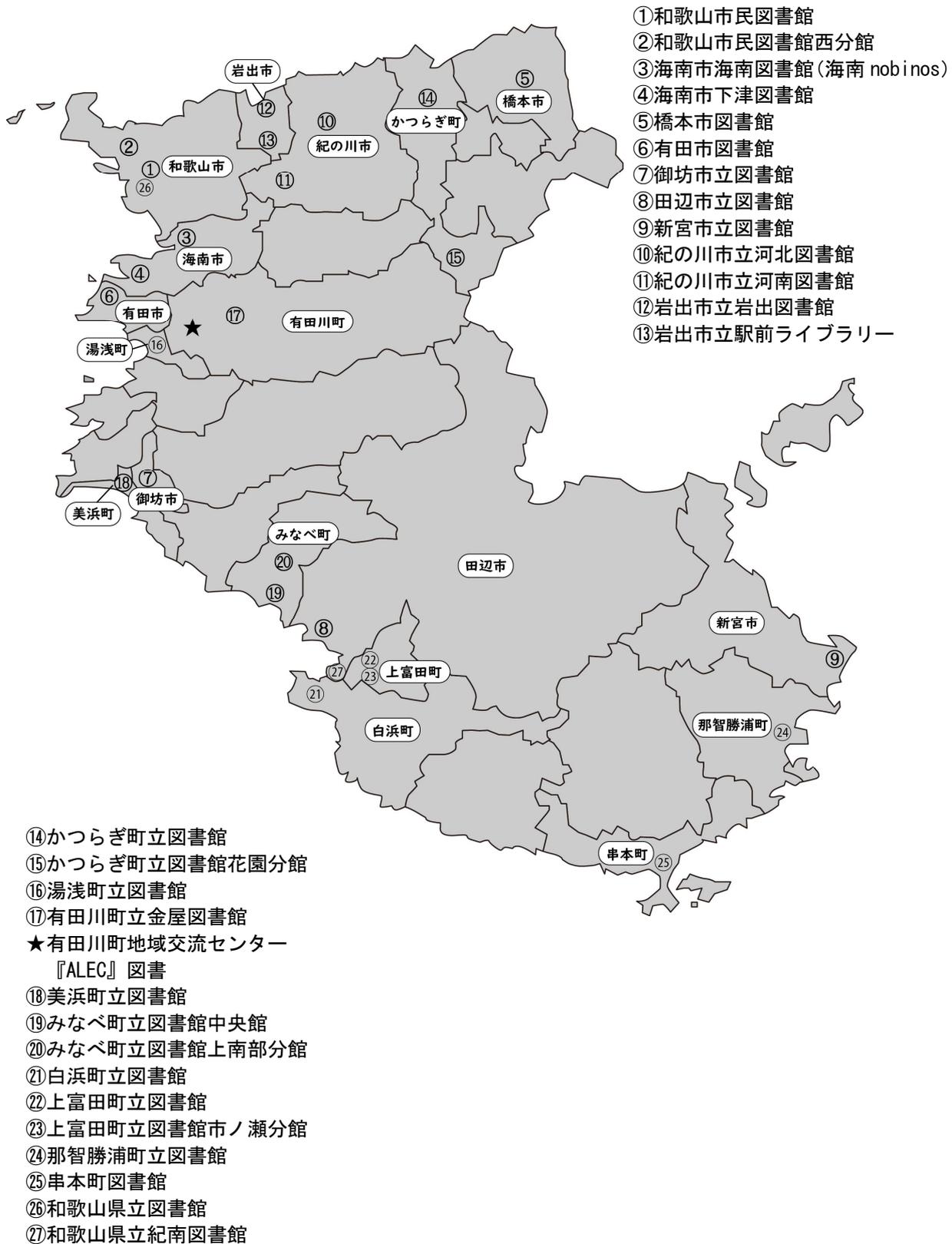
17 社会教育調査（文部科学省指定統計第83号）に基づき、条例で設置されたもの
（和歌山市に関しては、地区公民館を含む）

18 県立図書館2館、市町村立図書館25館

19 登録博物館、指定施設、主な博物館類似施設を含めた施設数

20 令和3年度 体育・スポーツ施設現状調査（スポーツ庁）
（市町村別データについては公表されていないため、未記載としています。）

<参考> 県内の図書館



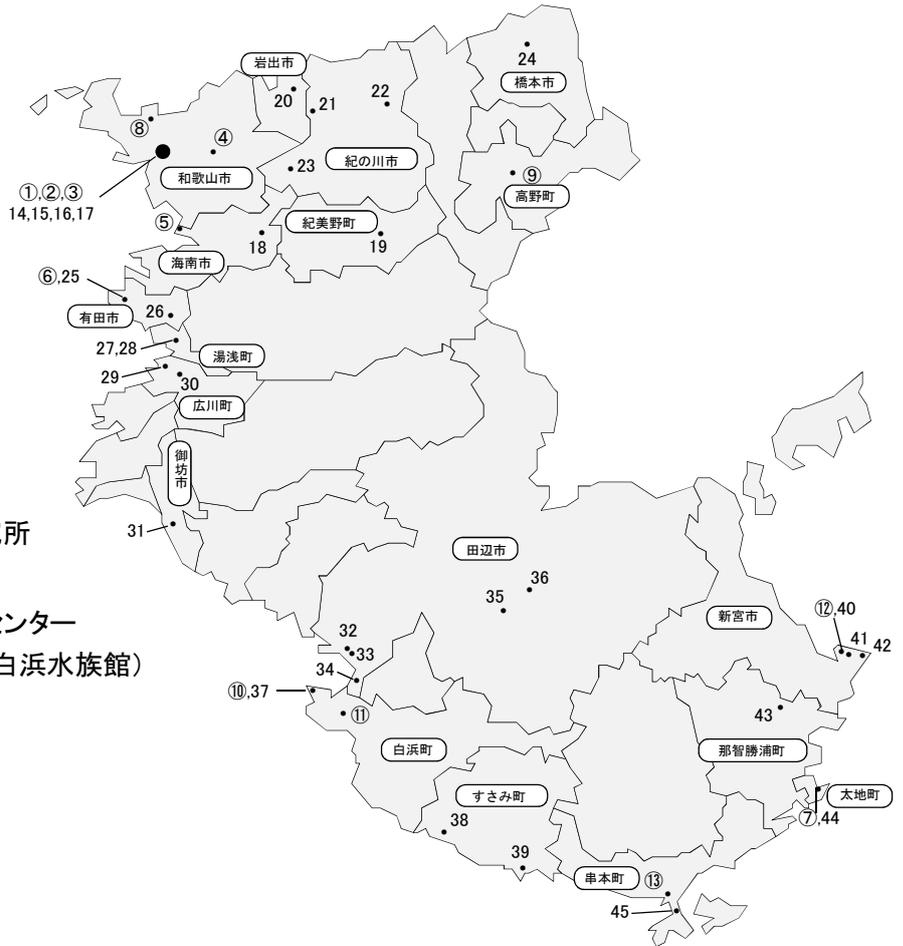
<参考> 県内の主な博物館施設

I. 登録博物館

- ①和歌山県立近代美術館
- ②和歌山県立博物館
- ③和歌山市立博物館
- ④和歌山県立紀伊風土記の丘
- ⑤和歌山県立自然博物館
- ⑥有田市郷土資料館
- ⑦太地町立くじらの博物館

II. 指定施設

- ⑧和歌山大学紀州経済史文化史研究所
- ⑨高野山霊宝館
- ⑩京都大学フィールド科学教育研究センター
瀬戸臨海実験所水族館(京都大学白浜水族館)
- ⑪アドベンチャーワールド
- ⑫熊野神宝館
- ⑬串本海中公園センター水族館



III. その他施設(主な博物館類似施設)

- | | |
|---------------------------|---------------------------|
| 14 和歌山市立こども科学館 | 31 御坊市歴史民俗資料館 |
| 15 和歌山城天守閣 | 32 南方熊楠顕彰館 |
| 16 わかやま歴史館 | 33 田辺市立田辺歴史民俗資料館 |
| 17 和歌山城公園動物園 | 34 田辺市立美術館 |
| 18 海南市歴史民俗資料館 | 35 田辺市立大塔歴史民俗資料館 |
| 19 紀美野町星の動物園(みさと天文台) | 36 熊野古道なかへち美術館(田辺市立美術館分館) |
| 20 岩出市民俗資料館 | 37 南方熊楠記念館 |
| 21 紀の川市歴史民俗資料館 | 38 すさみ町立歴史民俗資料館 |
| 22 華岡青洲展示室 | 39 すさみ町立エビとカニの水族館 |
| 23 貴志川生涯学習センター展示室 | 40 新宮市立佐藤春夫記念館 |
| 24 橋本市郷土資料館【休館中(※統合移転予定)】 | 41 西村伊作記念館 |
| 25 有田市みかん資料館 | 42 新宮市立歴史民俗資料館 |
| 26 くまの古道歴史民俗資料館 | 43 熊野那智大社宝物殿 |
| 27 角長醤油資料館 職人蔵 | 44 太地町立石垣記念館 |
| 28 旧栖原家住宅 | 45 串本応挙芦雪館 |
| 29 稲むらの火の館 | |
| 30 広川町男山焼会館 | |

4 社会教育委員からの提言

～魅力的な社会教育施設として～

(1) 今後必要とされる視点

○人と人とのつながり

様々な学びを通して得た知識や技術を、主体的に地域社会で活かしたいと考えている地域の方々のつながりを深めるとともに、地域課題の解決に取り組む「場」を提供することが大切です。その際には、社会教育施設が核となり、地域の社会教育人材の協力を得ながら取り組むことが重要だと考えます。地域活動を通じて、住民の地域に対する愛着と誇りを育み、地域の担い手を育てることも期待できます。

○各施設との連携

多様な特徴をもつ各社会教育施設が連携することも重要となります。例えば、近代美術館や博物館・近隣の博物館施設を巡回する交通手段を整備したツアーや、住民が活用できる施設が一覧になったマップなど、「人が循環する仕組み」をつくることが考えられます。より多くの人々が各施設と接点をもつことで、住民の生涯学習・社会教育環境が充実します。

○学校教育との連携

学校と連携することで、子供たちが地域の社会教育施設を知り、それを活用するきっかけづくりになります。連携をとおして、文化継承の担い手育成、地域のコミュニティへの参画につながるだけでなく、学校教育において、各施設の体験活動やそこに関わる方々と触れ合うことは、「生涯学習の入口」となり得ると考えます。

○住民にとって「利用したい施設」の実現

公共施設には、施設の目的や使命があります。設置当時の地域住民の願いに合わせて整備されてきた経緯をふまえ、現在の住民にとって「利用したい」と思う施設になっているかどうかの検証が必要です。「公共性」や「専門性」を維持しつつ、住民が利用しやすい施設を実現するために、指定管理者制度を有効に活用することも考えられます。

○ターゲットを明確にした広報活動

広報活動の方法には、チラシ・ポスターの配布、ホームページや SNS をはじめとするインターネットの活用、テレビやラジオ・新聞などのメディアの利用、施設利用者やイベント参加者による口コミなどが考えられます。これらの方法は、情報を伝えたい相手のライフステージ等に応じて使いわけることで、より効果を発揮します。例えば、中高生向けの情報はホームページを中心に、子育て世代向けには Instagram をはじめとする SNS、高齢者世代にはチラシやテレビを中心にするなどの使いわけができます。

○公共施設における活動団体への支援

社会教育施設だけでなく、公共施設全体の役割として、地域住民の方々がやっている活動を支援することが大切です。活動団体等への貸館・貸しスペースの提供にとどまらず、施設側からの働きかけによる、一般の活動団体と連携した講座やイベントなどを開催することで、施設が参加者と主催者をつなぐハブとして機能することが期待できます。

○「きのくに県民カレッジ²¹」の活用

和歌山県立図書館文化情報センターが事務局となって実施している「きのくに県民カレッジ」は、子供から大人まで年齢に関係なく、学びの機会を提供するものです。現状では、学生の利用は少ないようですが、高校生の校外学習の機会として利用したり、障害のある方々の学びの場づくりに活用したりするなど、さまざまな可能性を秘めた取組であると考えます。

○施設の管理運営の在り方

施設の老朽化や防災対策などをはじめ、社会教育施設の管理運営に必要な経費は、各自治体において増加しているものと考えます。指定管理制度の導入によるコスト縮減にも限界があり、今後はますます運営の方法を工夫していく必要があります。

一方で、いつまでも採算性を問いつけるのではなく、各施設の「使命」を明確に意識して、管理運営の質の維持や向上を図ることが大切です。また、それぞれの自治体において、地域のニーズを把握した上で、社会教育施設の在り方を考えていくことも重要となります。

(2) 各施設に特に期待すること

【公民館】

公民館を知らない人・利用しない人・参加しない人に、公民館の活動やその意義を伝え、新しい利用者の参加を広く求めていく工夫が求められます。そのためには、活動の中で人と人とを結びつけるコーディネート機能を強化すること、多様なニーズの中から地域住民の方々が望んでいることを実現できる公民館のスタイルを「共につくっていく」こと、といった視点が大切です。住民が自主的に活動できる部分や、地道に学びを進められる環境、多世代が参画できる工夫を探っていくことも、今後の公民館に求められています。

公民館は、市町村ごとに独自の経緯と発展をたどってきました。公民館がこれまで培ってきた地域との関係を活かしながら、「使いにくい」公民館から「地域の運営ツール」としての公民館に生まれ変わらせるため、行政や他機関との連携を探るとともに「どんな公民館が良いのか」を関係者全員が考えることが求められます。初めから多くのことを求めるのではなく、「今できることから少しずつ」という観点も忘れてはなりません。

²¹ きのくに県民カレッジ：県知事を学長として整備された生涯学習推進のための仕組み。県や市町村、大学、各種団体が実施する講座やイベントの情報を「きのくに学習メニューブック」として整理し、学びたい人に向けて情報を提供している。一定の単位取得者には認定証が発行される。

【図書館】

電子書籍をはじめとするデジタル資料も含め、図書館の蔵書が充実することは大切です。専門的な資料の多い図書館、一般向けの読み物が中心の図書館など、それぞれの施設の役割の違いを強みにした連携が求められます。また、少数のヘビーユーザーの満足度を高めることに特化する、民間の力を取り入れた取組を行うなど、「魅力のある場をつくる」という発想も、これからの図書館運営に必要な視点になると考えます。さらに、学校とも連携して図書館見学の実施や学校図書館への支援を行うとともに、子供の意見を反映した図書館運営が望まれます。

【博物館】

博物館は、限られた人だけが利用する場所ではなく、障害のある人や外国籍の人、地理的に遠い人、施設の存在を知らない人にも開かれた場所であってほしいと考えます。子供や家族のふれあいの場や、地域の人が日常的に活用する場としての役割を果たすために五感を活用するなどした豊かな博物館体験を提供できることが必要で、そのためには「教える／教えられる」ではなく「共に学ぶ」関係性を維持することが重要です。博物館を拠点とした活動や、学校教育・教員と連携した取組をとおして、誰もが実物資料に触れたり、文化財、美術作品や伝統芸能を直接鑑賞したりすることで、本物であるからこそ実感できる環境を整えていくことが求められます。また、来館者同士が会話を楽しんだり、学芸員やボランティアから直接解説を受けたりできる場所であることから、人が集まりコミュニケーションが生まれる空間となることを期待します。

【スポーツ施設】

スポーツの種類や対象者・利用の方法などによって、施設の性質は多様に変わります。また施設の規模や利用者数によって、柔軟に運営・管理の方法を変えていくことも必要です。例えば、大規模な施設では、「一流のものに触れる」機会を増やす経営方針や、経営の視点をもった運営計画を立てることが必要です。小規模な施設では、利用者が管理に参画する仕組みを取り入れることが考えられます。

また、各施設が積極的に取り組んでいる活動内容について、今まで以上に周知していくことで、住民の生活に近い施設になることができます。SNS等のデジタルツールと住民との接点を増やし、施設の紹介動画やイベント情報の発信・結果の報告など、地域で行われている取組を知る機会を増やしていくことが大切です。

次の段階としては、多世代が利用できる施設整備や、飲食店を併設するなど、既存の施設利用者の滞在時間を延ばすための工夫が進められることを期待しています。

和歌山県社会教育委員名簿

50音順

(任期：令和4年9月1日～令和6年8月31日)

	氏名	役職名
	1 岩橋 一博	和歌山県スポーツ財団 理事
	2 内川 さやか	和歌山県立熊野高等学校 校長
○	3 えんどうひとみ	イラストレーター、美浜町社会教育委員
	4 川口 浩司	企業経営者
◎	5 高垣 誠	南方熊楠記念館 館長
	6 辻 曙生	企業経営者
	7 辻 敏弘	和歌山県社会教育委員連絡協議会 会長
	8 中江 環	太地町立くじらの博物館 副館長
	9 西 博義	稲むらの火の館 名誉館長
	10 西川 幸子	湯浅町教育委員会
	11 馬場 一博	和歌山県公民館連絡協議会 前会長
	12 平井 薫	和歌山市民図書館 前館長

◎：議長 ○：副議長

これまでの議論の経過

開催期日		協議の内容
第1回	令和4年 11月7日	報告：社会教育委員会議の目的及び協議テーマの趣旨説明 協議：テーマ「社会教育施設を核とした生涯学習の在り方」について
第2回	令和5年 2月8日	報告：令和5年度社会教育関係事業等の説明 協議：公民館を核とした生涯学習の在り方について
第3回	令和5年 7月11日	協議：博物館施設を核とした生涯学習の在り方について
第4回	令和5年 11月22日	協議：スポーツ施設、図書館を核とした生涯学習の在り方について
第5回	令和6年 2月19日	報告：令和6年度社会教育関係事業等の説明 協議：提言書素案について
第6回	令和6年 8月7日	協議：提言書案について